

議案第62号

新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例の制定について

新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例を次のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新居浜市総合文化施設及び美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、新居浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、新居浜市総合文化施設(以下「総合文化施設」という。)及び新居浜市美術館の運営に関する事項について調査審議し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合文化施設担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市総合文化施設及び新居浜市美術館の運営に関する事項について調査審議し、新居浜市教育委員会に意見を述べるための新居浜市総合文化施設及び美術館協議会を設

置するため、本案を提出する。